

平成18年11月15日

財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会の公表した「棚卸資産の評価に関する会計基準」の取扱いについて

財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から平成18年7月5日付で公表された「棚卸資産の評価に関する会計基準」については、下記のように取り扱うこととする。

記

「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、証券取引法の規定の適用に当たっては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取扱うものとし、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表及び連結会計年度に係る連結財務諸表について適用することとする。

ただし、平成20年3月31日以前に開始する事業年度に係る財務諸表及び連結会計年度に係る連結財務諸表について適用することができることとする。